

准看護師から看護師への2年課程通信制の早急な整備に関する意見書

我が国の医療現場で働く看護師には、准看護師と看護師の2つの資格がありますが、全く同じ仕事をしながら、給与や待遇などで格差があります。こうした中、准看護師として働きながら看護師の資格を取得するための移行教育は、准看護師にとって長年の悲願でしたが、厚生労働省は今年3月に省令を改正し、来年度から2年課程通信制が開始されることになりました。

2年課程通信制を受講するためには、放送大学での単位取得と同時に、この課程を持つ養成所に在籍し、面接授業や病院見学を行う必要がありますが、来年度の開設は全国4つの養成所でしか予定されておらず、来年度以降の開設予定についてもまだ一部にとどまっており、このままでは大多数の希望者が受講できない深刻な事態が心配されます。

よって、県当局におかれては、一定期間で希望者全員の受講を保障するため、平成17年度に2年課程通信制の養成所が県内に最低1校開設されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日

(提出先)新潟県知事